令和７年度　三崎漁港維持運営計画

令和７年度における三崎漁港の維持管理の適正かつ円滑な執行を図るため、次のとおり維持運営計画を定める。

Ⅰ　漁　港　利　用　計　画

１　基　本　施　設

（１）　係留施設

ア　水産物陸揚岸壁　1,523.3m　（三崎漁港維持運営計画利用区分図（以下「図」という。）①－１～①－９）

○　目　　的　：　水産物陸揚げの利用に供する。

○　船舶の係留方法　：　原則として横づけとする。

番　号	名　　称	延長(m)	利　用　目　的
①－１	西浜１号－５m岸壁	140.0	・主として沿岸、沖合漁業の水産物の陸揚げの利用に供する。 ・水産物陸揚げの利用に支障のない範囲で、沖合漁船の出漁準備又は休憩のための利用を認める。
①－２	西浜２号－３m岸壁	18.0	
①－３	２号魚揚岸壁	197.95	・主として遠洋漁業の水産物の陸揚げの利用に供する。 ・高度衛生管理エリアとし、原則として水産物の陸揚げの関係者以外の利用は認めない。 ・水産物陸揚げの利用及び高度衛生管理に支障のない範囲で、漁船の出漁準備の利用を認める。
①－４	宮城魚揚岸壁	120.85	
①－５	－７M岸壁（歌舞島）	145.0	・主として沖合、遠洋漁業の水産物の陸揚げの利用に供する。 ・水産物陸揚げの利用に支障のない範囲で、船舶の一時的利用を認める。 ・－７M岸壁（歌舞島）は緊急物資受け入れの利用を認める。
①－６	－６M岸壁（歌舞島）	290.0	
①－７	－５M岸壁（歌舞島）	90.0	
①－８	－10M岸壁（二町谷）	226.1	
①－９	－８M岸壁（二町谷）	295.4	

イ　商工貨物陸揚岸壁　306.0m（図③－１～③－３）

○　目　　的　：　燃料等商工貨物の積み降しの利用に供する。

○　船舶の係留方法　：　原則として横づけとする。

番　号	名　　称	延長(m)	利　用　目　的
③－１	通り矢－５M岸壁	151.0	・緊急時にはヨット及びボートに対して給油のための一時的利用を認める。
③－２	通り矢物揚場	125.0	
③－３	通り矢２号物揚場	30.0	

ウ　出漁準備岸壁　　1,207.0m（図②－１～②－11）

○　目　　的　：　漁船の出漁準備の利用に供する。また、遠洋漁船の出港待機の利用を認める。

○　船舶の係留方法　：　原則として縦づけとする。

番　号	名　　称	延長(m)	利　用　目　的
②－１	宮城けい船岸壁	56.0	
②－２	西野物揚場	63.0	
②－３	花暮１号出漁準備岸壁 （制限区域） L=92.5m W=18.7m A=1,657.9㎡	150.6 (92.5)	・出漁準備の利用に支障のない範囲で、船舶の一時的利用を認める。 ・岸壁は、必要とする範囲内において漁業関係者の駐車の用に供する。 ・花暮１号出漁準備岸壁の一部はSOLAS条約に基づく制限区域とし、岸壁保安措置期間は、実習船及び関係者以外の利用は認めない。
②－４	花暮２号出漁準備岸壁	147.8	・出漁準備の利用に支障のない範囲で、船舶の一時的利用を認める。 ・緊急時にはヨット及びボートに対して給油のための一時的利用を認める。 ・岸壁は、必要とする範囲内において漁業関係者の駐車の用に供する。
②－５	仲崎出漁準備岸壁	99.7	・原則として沿岸、沖合漁船の出漁準備の利用に供し、また、当該漁船の休憩の利用を認める。 ・出漁準備の利用に支障のない範囲で、漁船の休憩又は整備のための利用を認める。 ・出漁準備の利用に支障のない範囲で、船舶の一時的利用を認める。 ・緊急時には ヨット及びボートに対して給油のための一時的利用を認める。 ・岸壁は、必要とする範囲内において漁業関係者の駐車の用に供する。
②－６	向ヶ崎１号出漁準備岸壁	74.9	・緊急時にはヨット及びボートに対して給油のための一時的利用を認める。
②－７	向ヶ崎２号出漁準備岸壁	80.0	・出漁準備の利用に支障のない範囲で、水産物の陸揚げの利用を認める。
②－８	城ヶ島２号物揚場	20.0	
②－９	城ヶ島－４Ｍ岸壁	80.0	
②－10	城ヶ島１号けい船岸壁	360.0	・出漁準備の利用に支障のない範囲で、蓄養魚の陸揚げの利用を認める。 ・耐震強化部分に関しては、緊急物資受け入れの利用を認める。

			・出漁準備の利用に支障のない範囲で、船舟の一時的利用を認める。
②－11	歌舞島－７Ｍ岸壁	75.0	・出漁準備の利用に支障のない範囲で、蓄養魚の陸揚げの利用を認める。

エ　休けい岸壁　1,758.4m（図④－１～④－28）

○　目　　的　：　漁船の休けい又は整備の利用に供するほか、支障のない範囲で、船舟の一時的利用を認める。

○　花暮物揚場（図④－２）のうち、中央部の 28.6m は三浦市が維持管理する。

○　北条湾の岸壁（図④－３～④－９）は、原則として総トン数で 100 トンを超える船舟の利用は認めない。

○　城ヶ島２号けい船岸壁（図④－14）東側及び城ヶ島３号けい船岸壁（図④－15）は、観光船の発着及び休けいの利用を認める。

○　城ヶ島２号けい船岸壁（図④－14）西側部分は、漁業取締船専用としての利用を認める。

○　宮川３号物揚場（図④－27）の漁港環境整備施設用地については、宮川特別泊地利用者の駐車場としての利用を認める。

○　城ヶ島４号けい船岸壁（図④－12）のうち、中央部 54.5m は新潟造船㈱が維持管理する。

番　号	名　　称	延長(m)	番　号	名　　称	延長(m)
④－１	宮城物揚場	10.2	④－15	城ヶ島３号けい船岸壁	13.5
④－２	花暮物揚場	82.1	④－16	二町谷けい船岸壁	35.2
	（三浦市管理分28.6m含む。）		④－17	白石物揚場	36.6
④－３	仲崎けい船岸壁	91.2	④－18	白石２号物揚場	40.0
④－４	日ノ出２号けい船岸壁	130.5	④－19	海外物揚場	40.0
④－５	日ノ出物揚場	95.0	④－20	海外２号物揚場	35.2
④－６	日ノ出１号けい船岸壁	116.0	④－21	諸磯物揚場	70.0
④－７	北条湾－３m岸壁	42.8	④－22	小網代１号物揚場	22.5
④－８	向ヶ崎けい船岸壁	150.0	④－23	小網代２号物揚場	30.0
④－９	向ヶ崎－３Ｍ岸壁	49.0	④－24	小網代３号物揚場	30.0
④－10	向ヶ崎物揚場	20.5	④－25	宮川物揚場	70.0
④－11	向ヶ崎－４Ｍ岸壁	120.0	④－26	宮川２号物揚場	71.5
④－12	城ヶ島４号けい船岸壁	150.0	④－27	宮川３号物揚場	23.6
④－13	城ヶ島物揚場	61.5	④－28	油壺１号岸壁	73.5
④－14	城ヶ島２号けい船岸壁	48.0			

オ　特定目的岸壁　155.0m（図⑤）

○　目　　的　：　ヨット及びボートの一時停係泊の利用に供する。

○　船舟の係留方法　：　横づけとする。

番　号	名　　称	延長(m)
⑤	特定目的岸壁	155.0

カ　船 揚 場　1,887.55m（宮川２号船揚場みうら漁業協同組合所有・管理分Ｌ＝30.0mを含む。）

○　目　　的　：　沿岸漁船の船揚げの利用に供する。

※　岸壁等の利用に関する制限等

a　アからカの利用区分に関わらず、岸壁の利用状況によって適宜利用方法を変更することがある。

b　放置禁止区域では漁業活動以外の車両の駐車は認めない。

c　係留中の船舶は、みだりに推進器を回転することを禁止する。

d　係留中の船舶において、施設利用上適当でない行為は禁止する。

e　各岸壁は、災害時には緊急物資を受入れるために使用する。

（２）　水域施設

ア　泊　　地

(ｱ)　本港内

○　船舶の停係泊の利用に供する。なお、原則としてヨット及びボートの利用は認めない。

○　荒天時を除き、係留施設前面泊地での錨泊は、原則として認めない。

○　灘ケ崎先端のＡ地点から－６M岸壁（歌舞島）南端角との見通し線上Ａ点から100ｍのＢ点、西口南防波堤北端の西側角から同防波堤に沿って、南へ25ｍのＣ点とを順次結んだ線の南側水域（図⑨－１）及び南防波堤東端港内側角のＤ点から－７M岸壁（歌舞島）南端角との見通し線上Ｄ点から50ｍのＥ点、南防波堤北端港内側角から同防波堤に沿って南へ50ｍのＦ点とを順次結んだ線の南側水域（図⑨－２）並びに遊ケ崎の東側、城ヶ島４号係船岸壁西北端角Ｇ点から遊ケ崎突堤先端東角Ｈ点を経て、通り矢－５M岸壁西端角との見通し線上Ｈ点から50ｍＩ点、更にそこから東口南防波堤先端との見通し線上Ｉ点から190ｍＪ点を経て、もとのＧ点に順次結んだ線によって囲まれた水域（図⑨－３）、Ｈ点、Ｉ点と三浦市三崎町城ヶ島105-37の北東角Ｐ点とを順次結んだ線の南側水域（図⑨－９）は、船舶の利用に支障のない範囲で水産動植物の蓄養、試験及び研究の用に供する。

○　歌舞島－７M岸壁西端から北防波堤港内側南端に向かって130ｍのＫ点、同30ｍのＬ点、歌舞島－７M岸壁東端から北防波堤港内側南端との見通し線上岸壁東端から30ｍのＭ点、Ｍ点から80ｍのＮ点を経て更にＮ点から北防波堤港内側南端から同防波堤港内側に沿って50ｍの点との見通し線上80ｍのＯ点を経て、もとのＫ点に順次結んだ線によって囲まれた水域（図⑨－４）は、船舶の利用に支障のない範囲で暫定措置として水産動植物の蓄養の用に供する。

(ｲ)　二町谷

○　船舶の停係泊の利用に供する。

○　荒天時を除き、係留施設前面泊地での錨泊は、原則として認めない。

○　二町谷西防波堤北東端Ｑ点から－８M岸壁（二町谷）北端角との見通し線上Ｑ点から 140ｍのＲ点、Ｑ点とＲ点の見通し線をＲ点を基点に西側に 90 度回転させた線上のＲ点から 200ｍのＳ点を経て、西波除提南東端Ｔ点とを順次結んだ線の西側水域（⑨－10）は、船舶の利用に支障のない範囲で水産動植物の蓄養、試験及び研究の用に供する。

(ｳ)　諸磯湾及び小網代湾

○　漁業に支障のない範囲で船舶の停係泊の利用に供する。ただし、ヨット及びボートについては、区域を限定し停係泊を認める。

○　停係泊に支障のない範囲で水産動植物の蓄養殖、試験及び研究の用に供する。（図⑨－５～⑨－７）

イ　避難泊地

○　主として船舟の避難の一時的利用に供する。

○　避難泊地の利用については、別紙「油壺湾水域利用区分図」によるものとし、泊地の秩序を維持し、避難の円滑化を図るものとする。

ウ　油壺特別泊地、本港特別泊地、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び二町谷特別泊地並びに二町谷泊地

○　ヨット及びボートの停係泊の利用に供する（二町谷泊地については、ヨット及びボート以外の船舟の停係泊可）。

エ　航　　路

○　他の船舟に危険を及ぼす航行及び船舟の航行の安全を妨げる行為は禁止する。

○　本港及び二町谷区域内の航路外で通常の航行水域を航行するときも同様とする。

○　本港地区では、危険防止のため、航路及びその他の水域でのミニボート、カヌー、水上オートバイ等の航行は禁止する。

オ　その他の水域

○　宮川地区、海外地区及び白石地区の係留水域は、地元沿岸漁船の利用に供する。

○　安房崎地先海面（図⑨－８）は、船舟の航行に支障のない範囲で水産動植物の蓄養殖の用に供する。

２　機　能　施　設

（１）　輸送施設

ア　道　路

(ｱ)　道路の路面を損傷するおそれのある車両の通行は禁止する。

(ｲ)　通行車両の安全確保のため、路面の凍結、積雪等により車両の通行を禁止することがある。

イ　橋りょう

(ｱ)　橋りょうの保全のために、通行する車両の総重量は、20 トン以下とする。

(ｲ)　利用者の安全確保のために、平均風速が 25ｍを超えるおそれがあるとき又は25ｍを超えるときは、城ヶ島大橋の通行を禁止することがある。

※　輸送施設における緊急時の措置

ａ　震災又はその他の事故により損傷等が生じた場合には、安全が確認されるまで、その通行を禁止する。

ｂ　三崎・城ヶ島漁港道路（通称：城ヶ島大橋取付道路）及び歌舞島新港輸送道路については、緊急輸送道路に位置づける。

（２）漁港施設用地（公共施設用地）

漁港施設用地は、（別表）漁港機能施設用地等の区分ごとに、それぞれの利用目的に応じた利用に供する。

３　その他

（１）　一般車両の進入禁止

漁港施設の保全及び漁港機能の向上を図るため、漁港施設（別図「一般車両の進入が可能な漁港施設」を除く）への漁港関係者及び漁港管理者が認めた者以外の一般車両の進入を原則として禁止する。

（２）漁港施設への立入禁止

次の漁港施設については、事故防止のため漁港管理者及び漁港管理者が認めた者以外の者の立入りを禁止し、立入りを防止するための施設の適切な維持管理を行う。

・防波堤（通り矢内防波堤を除く）、突堤、離岸堤、波除提、防波護岸及び消波ブロック
・①－３　２号魚揚岸壁及びその背後の漁港施設用地（公共施設用地）
・①－４　宮城魚揚岸壁及びその背後の漁港施設用地（公共施設用地）
・①－８　－10M岸壁（二町谷）及びその背後の漁港施設用地（公共施設用地）
・①－９　－８M岸壁（二町谷）及びその背後の漁港施設用地（公共施設用地）

（３）　緊急時の措置

地震、台風等により異常事態の発生のおそれがあり、船舟の保全及び漁港の管理上支障が認められる場合並びに漁港管理者が必要と認める場合には、漁港施設の利用等について禁止又は制限することができる。

Ⅱ　施設の整備・維持補修に関する事業計画

１　漁船の円滑で安全な保管に資するため、海外２号船揚場の斜路打替工事を実施する。また日ノ出２号係船岸壁等の維持・補修工事を実施する。

２　漁港施設の機能を保全するため、城ヶ島大橋、城ケ島２号物揚場及び諸磯漁具干場の工事を実施する。

Ⅲ　地震・津波・風水害等の災害対策に関する事業計画

近年の台風の大型化や異常気象、また気候変動を踏まえた海象条件の見直し並びに中・長期的な漁港整備の水準目標を調査、検討を実施する。

Ⅳ　港内の清掃・環境整備・公害防止等に関する計画

１　次のとおり利用者の指導に努める。

（１）　施設の利用が終わったときは、施設利用者が清掃すること。

（２）　入出港に伴う船舶のごみ等は排出者が分別し、所定の場所へ集積すること。

（３）　施設利用者は、油流出等の事故が発生しないよう十分注意し、万一事故発生の際は、迅速に適切な処置をとること。

２　漁港の管理上支障となる流木や漂着ごみについて、原因者が特定できないものについては、施設の利用者が回収に協力し、漁港管理者が処分に努める。

Ⅴ　その他

１　三崎漁港ローカルルールに沿って漁港施設の利用の適正化を図る。

２　漁港施設整備のための工事期間中は、該当箇所の利用を制限することがある。

令和7年度　三崎漁港維持運営計画利用区分図

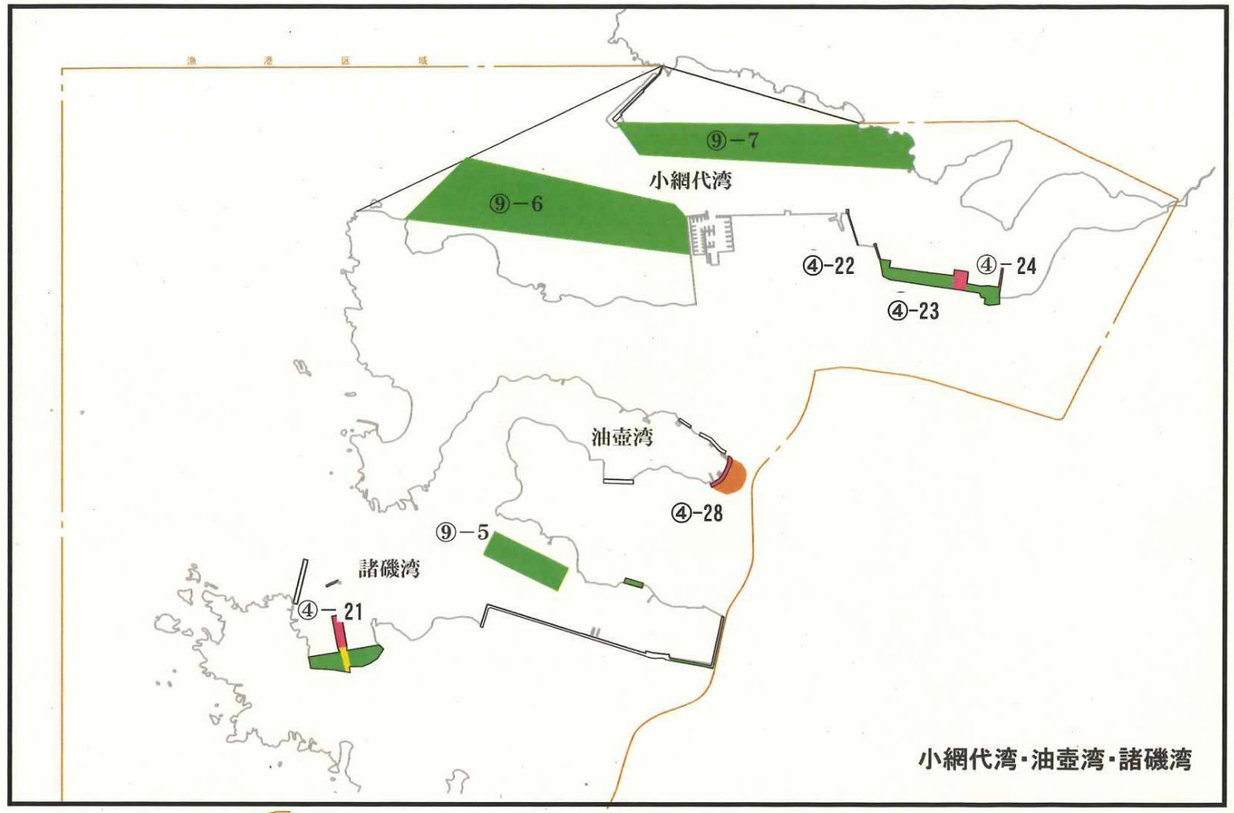

小網代湾・油壺湾・諸磯湾

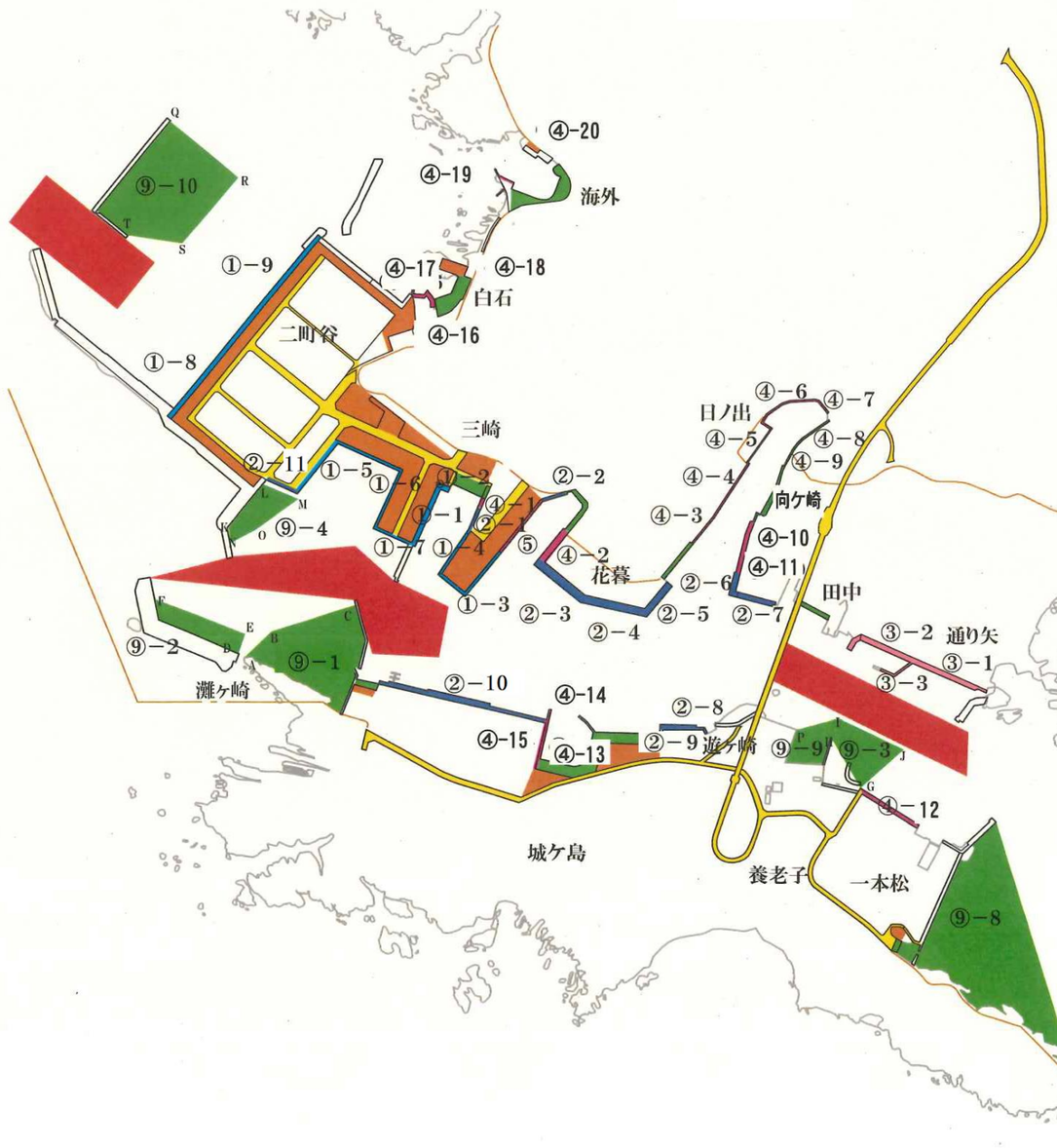

凡　例

水産物陸揚岸壁	①－1～9
出漁準備岸壁	②－1～11
商工貨物陸揚岸壁	③－1～3
休けい岸壁	④－1～28
特定目的岸壁	⑤
船揚場	
輸送施設	
漁港施設用地(公共施設用地)	
航路	
水産動植物蓄養区域	⑨－1～10

油壺湾水域利用区分図

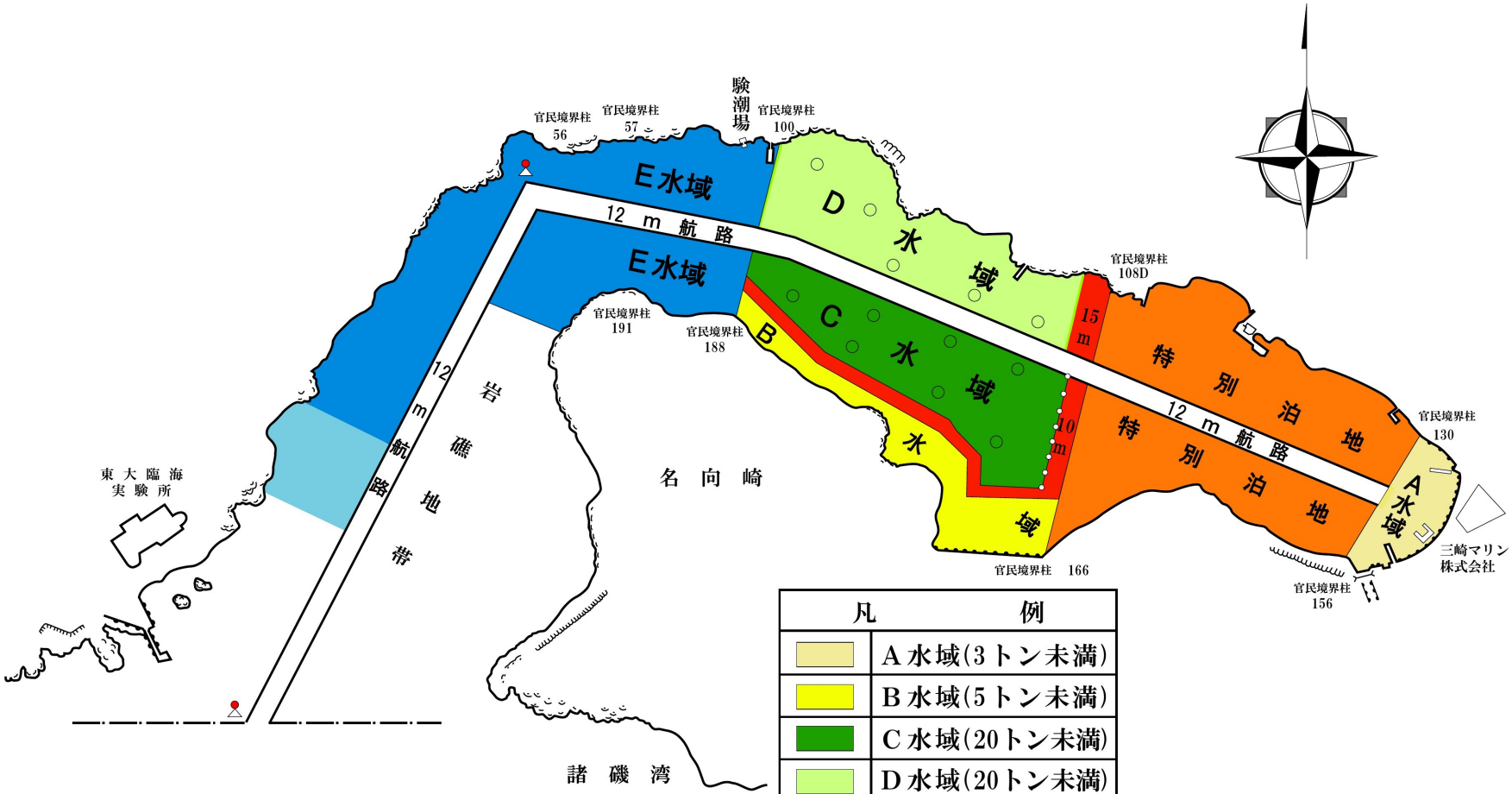

凡例	
	A水域(3トン未満)
	B水域(5トン未満)
	C水域(20トン未満)
	D水域(20トン未満)
	E水域(100トン未満)
	特別泊地(ヨット)
	係船分離水域
△	浮標灯
○	係留ブイ

（別表）

区分	利用目的区分	
	中分類	小分類
工作物	護岸	護岸
	係留施設	岸壁、物揚場、船揚場
漁港機能施設用地	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河、ヘリポート
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設用地 漁船修理場用地 漁具保管修理施設用地
	補給施設	給水施設用地、給氷施設用地 燃料供給施設用地 給電施設用地
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設用地 養殖用餌料保管調製施設用地 養殖用作業施設用地 陸上養殖施設用地 廃棄物処理施設用地
	漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所用地、加工場用地 配送用作業施設用地、野積場用地 蓄養施設用地、水産倉庫用地 製氷・冷凍及び冷蔵施設用地 仲卸施設用地、直売所用地
	漁業用通信施設	漁業用通信施設用地
	漁港厚生施設	漁港厚生施設用地 運動施設用地
	漁港管理施設	漁港管理施設用地 管理事務所用地 漁港管理用資材倉庫用地 船舶保管施設用地 発電施設用地
	漁港浄化施設	漁港浄化施設用地
	廃油処理施設	廃油処理施設用地
	廃船処理施設	廃船処理施設用地
	漁港環境整備施設	漁港環境整備施設用地
	漁港関係補助事業用地	

別図「一般車両の進入が可能な漁港施設」
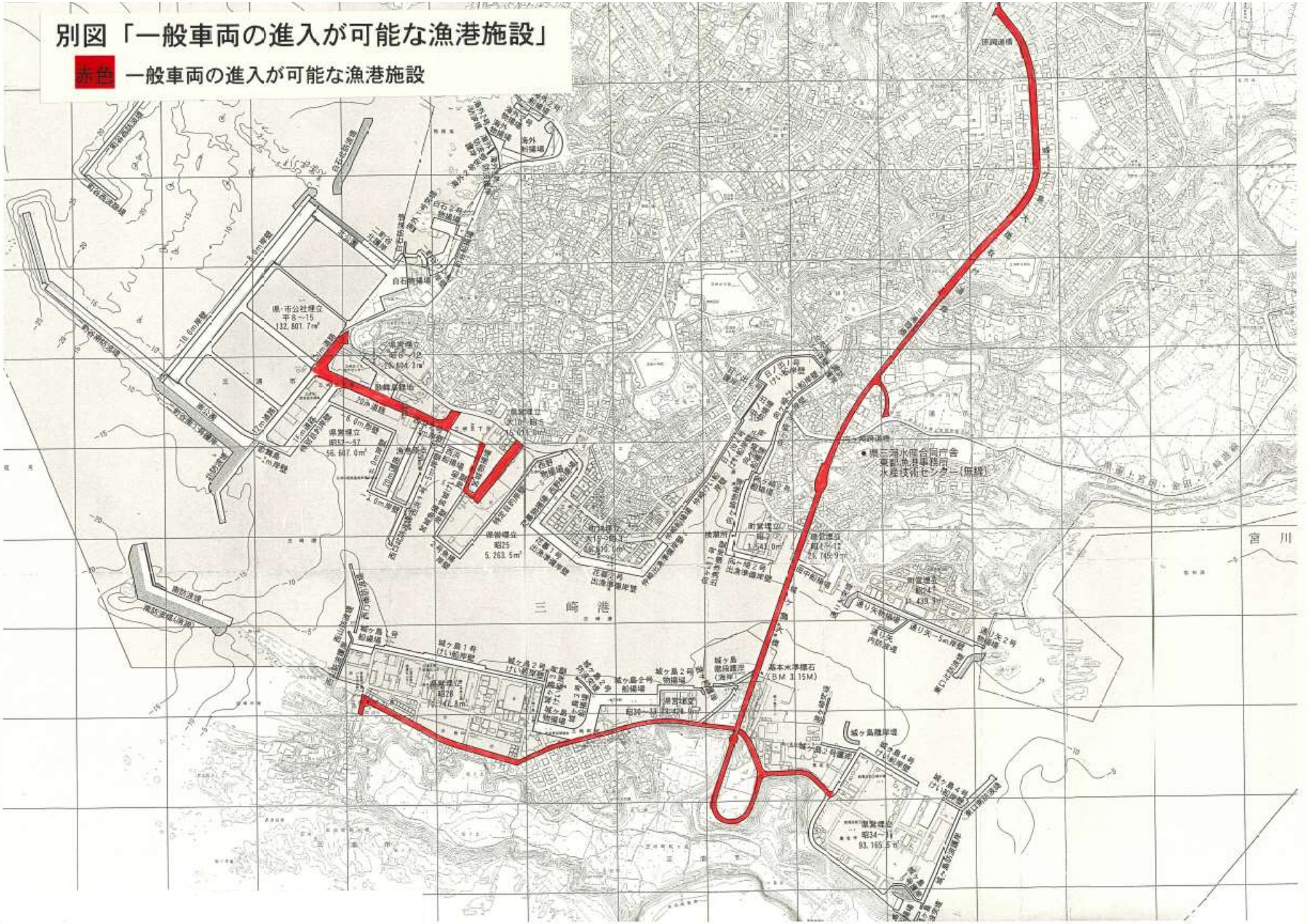
赤色 一般車両の進入が可能な漁港施設